

高知県公立大学法人中期目標

高知県公立大学法人は、高知県立大学及び高知短期大学（以下「大学」という。）を設置し、及び管理する法人であり、地域に開かれた教育研究の拠点として教育研究活動を行い、その成果を社会に還元することで、地域社会の活性化及び国際社会の発展に貢献することを目的とする。

この目的を実現するために、大学は、社会的責任を深く認識し、これまで以上に充実した教育研究及び地域貢献活動を行う必要がある。

高知県は、高知県公立大学法人（以下「法人」という。）が自主的かつ自律的な大学運営を行い、より一層県民の期待及び負託に応えていくよう、この中期目標を定め、法人に指示するものである。

第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

平成23年4月1日から平成29年3月31日までの6年間とする。

2 教育研究上の基本組織

中期目標を達成するため、法人に次のとおり教育研究上の基本組織を置く。

大学	学部等
高知県立大学	生活科学部（注） 文化学部 看護学部 社会福祉学部 健康栄養学部 看護学研究科 人間生活学研究科 健康生活科学研究科
高知短期大学	社会科学科第二部 応用社会科学専攻科第二部

注 生活科学部は、平成22年度に学生の募集を停止している。

第2 大学の教育研究の質の向上に関する目標

1 教育の質の向上に関する目標

(1) 教育の成果に関する目標

ア 育成する人材

(ア) 高知県立大学

a 学士課程

幅広い教養、高度な専門知識及び豊かな人間性を備え、地域はもとより広く国内外で活躍することができる能力を有するとともに、社会に貢献することができる人材を育成する。

b 大学院課程

高度な専門知識及び創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つとともに、各専門分野において、地域社会の問題をはじめ、国内外の諸課題を解決することができる能力を備えた専門的職業人及び研究者を育成する。

(イ) 高知短期大学

県内唯一の夜間課程を設置する大学として、社会人をはじめとする多様な学生の教育を通じて、豊かな人間性及び教養を備えるとともに、社会科学の基本的な力量を身に付けた、地域社会の主体的で創造的な担い手となる人材を育成する。

イ 教育の成果の検証

教育の成果を検証し、その結果を教育内容の改善に反映させる。

(2) 教育の内容等に関する目標

ア 高知県立大学

(ア) 学士課程

a 教養教育と専門教育との連携が図られたカリキュラムを編成する。

b 現実的な課題に柔軟に対応することができるよう、地域に学ぶことも重視し、実践的及び総合的な教育を実施する。

(イ) 大学院課程

理論的知識及び能力を基礎として、実務に対応することができる実践的及び創造的な教育を行うために、最新の技術及び知識に係る教育を含め各分野の専門教育を学ぶことができる有機的なカリキュラムを編成する。

イ 高知短期大学

現実から学ぶことを重視し、教養教育及び社会科学の専門教育の連携を図り、県民ニーズに対応したカリキュラムを編成することによって、短期大学にふさわしい教育の質を確保する。

(3) 教育の実施体制に関する目標

ア 教員の配置

教育内容等の改善及び充実を図るため、また、時代の変化、社会の要請及び学生のニーズに柔軟に対応した教員の配置を弾力的に行う。

イ 教育環境の整備及び教育内容の改善

(ア) 教育活動を効果的に実施するために、施設、設備、図書等の教育環境につ

いて、全学的な視点から計画的な整備に努める。

(イ) 教育内容・環境を改善するため、ファカルティディベロップメント（教員が授業内容・方法を改善し、向上させるための組織的な取組をいう。）活動を積極的に推進する。

(4) 学生支援に関する目標

ア 学習支援

学生の学習意欲を高め、自主的学習が十分に行われるよう、学習環境及び学習支援体制を整備し、及び充実させる。

イ 生活支援

(ア) 学生が健康かつ充実した大学生活を送ることができるよう、健康管理センターを設置し、学生の健康相談等の支援体制を充実させる。

(イ) 学生が安心して健全な学生生活を送ることができる環境及び経済的支援体制を整備する。

ウ 就職等支援

学生が希望する就職が行うことができるよう、常時、就職先の情報を入手し、教員及び事務職員が連携して相談業務を行うなど、学生の就職活動への支援体制を充実させる。

また、進学等多様な進路希望に対応する支援を進める。

(5) 学生の受入れに関する目標

ア 高知県立大学

高知県立大学の基本理念に基づいた入学者の受入れ方針を明確にし、高等学校との連携強化及びオープンキャンパス、出前講座等の広報活動を積極的に行うとともに、選抜方法の工夫及び改善を図り、向学心旺盛で、高知県立大学で学ぶにふさわしい学力を備えた学生の確保に努める。

イ 高知短期大学

高知短期大学の基本理念に基づき、高等学校、自治体、事業者等との連携を強化するとともに、広報活動を積極的に行うことにより、入学者の受入れ方針に沿った社会人をはじめとする多様な学生の確保に努める。

2 研究の質の向上に関する目標

(1) 研究水準及び研究成果に関する目標

ア 高知県立大学

(ア) 看護、福祉、栄養及び文化の4分野等を有する高知県立大学の特色を活かした学際的な研究及び基礎研究並びに地域のニーズに積極的に対応するため、地域課題の解決に寄与する研究活動を推進する。

(イ) 独創性及び新規性のある研究活動を行い、これに基づく成果を挙げる。

(ウ) 研究水準の向上を図るため、研究活動について適切な評価を行い、改善に

つなげる。

イ 高知短期大学

(ア) 法学及び経済学を中心とする社会科学の分野において現代社会が抱える課題に応える研究を進め、これによって地域社会及び国際社会の発展に寄与する。

(イ) 研究水準の向上を図るための研究活動について、適切な評価を行い、改善につなげる。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

ア 研究水準の向上を図るために、研究組織の弾力化及び研究者の流動化の促進を図る。

イ 全学的な視点から施設及び設備の有効活用を図る体制を構築するなど、必要な研究環境の整備に努める。

ウ 地域及び産業界との連携による研究活動を推進するため、学内体制を充実させる。

3 社会貢献の質の向上に関する目標

(1) 地域社会との連携に関する目標

ア 地域の現状を踏まえながら、地域に貢献する大学として、地域創成センター、健康長寿センター等を設置し、地域の活性化及び発展につながる研究及び社会貢献活動を進展させる。

イ 地域に開かれた大学として、県民ニーズに対応する公開講座、リカレント教育、出前講座等を行うとともに、他の大学及び地域と協力及び連携をし、社会人教育及び生涯教育の機能を高める。

(2) 県内の大学及び高等学校等との連携に関する目標

地域における高等教育の充実、社会貢献並びに高校生の学習意欲の向上及び進路選択に資するため、県内の大学及び高等学校等との交流及び連携を積極的に推進する。

(3) 国際交流に関する目標

異文化への理解及びグローバルな視点での考察を促すため学生の国際交流を推進するとともに、教育研究能力の向上に向け、研究者交流等及び職員の国際交流を推進することにより、大学の国際化を図る。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

理事長（学長）のリーダーシップのもと意思決定の迅速化を図り、効率的で適正な業務運営体制を確立する。

また、開かれた大学として、学外者の大学運営への参画を図るとともに、学生の意見を聴く仕組みづくりを行う。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

現代社会のニーズに対応した教育及び研究を実践し、社会の要請等に対応していくため、学部学科、センター等の教育研究組織の在り方について継続的な見直しを行う。

3 人事の適正化に関する目標

優秀な教員及び事務職員を確保し、及び育成するため、多様な雇用形態、勤務条件、給与制度、研修制度等を導入し、柔軟な人事給与制度を整備する。

また、組織の活性化を図るため、職員の努力又は実績が適正に評価される制度を整備する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標

効率的かつ効果的な事務処理を行うため、事務処理方法及び事務組織の在り方について継続的に見直しを行う。

また、事務職員の専門性を高めるため、スタッフディベロップメント（組織的に行う事務職員の職務能力開発をいう。）活動を積極的に推進する。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 外部研究資金その他自己収入の増加に関する目標

大学内における研究を活性化し、科学研究費補助金をはじめとする競争的資金及び地域連携等による共同研究・受託研究資金の受入れなど、多様な大学事業の展開による自己収入の増加に取り組む。

2 経費の効率的な執行に関する目標

常に財務状況の分析を行い、経費の見直し及び節減に努めるなど、重点的かつ効率的な経費の執行を進める。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

法人の資産の適切な管理を行うとともに、その有効活用を図る。

第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての自己点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 自己点検評価及び第三者評価に関する目標

教育研究活動及び業務運営について、自己点検及び評価を定期的実施するとともに、第三者機関による外部評価を受ける。これらの結果は、公表し、教育研究活動及び業務運営の改善に活用する。

2 情報公開等に関する目標

広報活動を充実させるとともに、教育研究活動及び運営状況について、広く県民の理解を得るため、積極的に情報公開を行う。

また、法人が保有する学生、職員等の個人情報について、適切に管理し、保護する。

第6 その他業務運営に関する重要事項

1 施設及び設備の整備、活用等に関する目標

良好な教育研究環境を確保するため、施設及び設備の機能保全及び維持管理を計画的に実施するとともに、既存の施設及び設備の有効活用を図る。

2 安全管理に関する目標

安全で安心な学習環境及び教育研究活動を確保するため、大学内の安全管理体制を整備するとともに、適切な防災・防犯対策を講ずる。

3 人権尊重及び法令遵守に関する目標

各種ハラスメントなどの防止に努めるとともに、研修会、相談制度等により、職員及び学生の意識の向上を図る。

また、法人の社会的信頼性及び業務遂行の公正性を確保するためのコンプライアンス推進体制を構築する。

4 環境保全等に関する目標

法人の社会的責務として環境保全に努め、教育及び社会貢献につなげる。

5 法人の在り方に関する目標

社会の変化及び県民ニーズに柔軟に対応することができる足腰の強い大学運営を将来にわたって確立していくため、高知県とともに法人の在り方を検討する。